

**平成27年度**

**京都市保健所運営協議会部会  
東山保健センター運営協議会**

**平成27年7月30日(木)午後2時～**

**東山区総合庁舎地下1階保健指導室**

**京都市東山保健センター**



平成27年度  
京都市保健所運営協議会部会  
東山保健センター運営協議会次第

- 1 開会のあいさつ
- 2 委員の紹介等
- 3 議題
  - (1) 平成26年度事業報告について
    - ア 健康づくり推進課事業
    - イ 衛生課事業
  - (2) 平成27年度事業計画について
    - ア 健康づくり推進課事業
    - イ 衛生課事業
  - (3) 個性ある健康づくり事業の紹介  
「歯ッピー噛ミング ひがしやま」
- 4 意見交換
- 5 閉会

# 目 次

京都市保健所運営協議会部会・東山保健センター運営協議会部会員名簿	6
京都市保健所運営協議会条例	7
京都市保健所運営協議会条例施行規則	8
京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱	9
<b>東山保健センターの組織図</b>	10
<b>東山保健センターの所管業務</b>	10
健康づくり推進課	10
衛生課	11
<b>平成26年度 健康づくり推進課事業報告</b>	13
1 成人保健・医療担当業務	13
(1) 主な定例事業	13
(2) 集団健診：胸部（肺がん・結核）検診	14
(3) 健康教室	15
(4) 予防接種（保健センター実施分）	16
(5) 感染症発生届受理状況	16
(6) 地域健康づくりグループ育成事業	16
(7) 食育指導員養成事業	17
2 母子・精神保健担当業務	17
(1) 主な定例事業	17
(2) 東山区こころのふれあいネットワーク事業	18
3 保健センターを拠点とした個性ある健康づくり事業	18
(1) 健康教室	18
(2) 口腔保健情報普及啓発	18
(3) 0歳～就学前を追った歯科データの把握	18
(4) フォローが必要な人への支援	18
4 献血	19
5 共催事業	19
<b>平成26年度 衛生課事業報告</b>	20
1 生活衛生担当業務	20
(1) 営業施設	20
(2) 届出施設	20
(3) 水道法に基づく検査	20
(4) 改葬	21
(5) 居住衛生・衛生害虫の相談件数	21
(6) 八子駆除の相談件数	21
(7) 犬・猫関係	21
(8) 狂犬病予防注射・登録数	22
2 食品衛生担当業務	23

(1) 許可施設	23
(2) 届出施設（許可を要しない）	23
(3) ふぐ処理業	23
(4) 食品衛生講習会開催状況	23
(5) 食中毒発生状況	24
(6) 試験検査	24
<b>平成27年度 健康づくり推進課事業計画</b>	<b>25</b>
1 成人保健・医療担当業務	25
(1) 主な定例事業	25
(2) 集団健診：胸部（肺がん・結核）検診	26
2 母子・精神保健担当業務	26
(1) 主な定例事業	26
(2) 東山区こころのふれあいネットワーク事業	27
3 保健センターを拠点とした個性ある健康づくり事業（歯ッピー噛ミング ひがしやま）	27
4 その他	27
5 献血	29
6 共催事業	29
(1) 東山医師会健康まつり（ウォーキング予定）	29
(2) 歯のひろば	29
<b>平成27年度 衛生課事業計画</b>	<b>30</b>
1 生活衛生担当業務	30
2 食品衛生担当業務	31

京都市保健所運営協議会部会・東山保健センター運営協議会部会員名簿

代表区分	氏名	氏名	選考基準となった公職等	摘要
医師会代表	中村 良雄	なかむら よしお	東山医師会会長	新(部会長)
"	林 純子	はやし じゅんこ	東山医師会在宅・地域医療担当理事	新
"	豊田 友恵	とよだ ともえ	"	
歯科医師会代表	岡村 泰介	おかむら たいすけ	東山歯科医師会会長	新
薬剤師会代表	津田 正博	つだ まさひろ	東山薬剤師会会長	
看護協会代表	土屋 佳苗	つちや かなえ	京都府看護協会東山地区班長	
警察署長	小林 晃	こばやし あきら	東山警察署長	新
消防署長	副島 将司	そえじま まさし	東山消防署長	新
小・中学校長代表	初田 幸隆	はつだ ゆきたか	小・中学校長会東山支部長(開晴館校長)	
民生児童委員代表	松永 洋子	まつなが ひろこ	東山区民生児童委員会会長	
社会福祉協議会代表	木村 信夫	きむら のぶお	東山区社会福祉協議会会長	
女性団体代表	今井 房栄	いまい ふさえ	東山区地域女性連合会副会長	
工場関係代表	大志万 耕次	おおしまん こうじ	三洋化成工業株式会社地域社会部長	
学識経験者	水野 恵	みずの めぐみ	京都女子大学健康管理センター診療所長	
利用者側代表	村井 正	むらい ただし	東山保健協議会連合会会長	(副部会長)
"	東 万津子	あずま まつこ	修道保健協議会会長	新
"	安田 茂夫	やすだ しげお	東山献血推進実行委員会委員長	
"	田中 正博	たなか まさひろ	市政協力委員連絡協議会当番委員	
"	駒嵐 智子	こまあらし ともこ	東山区シニアクラブ連合会副会長	
"	佐々木 邦泰	ささき くにやす	京都市食品衛生協会東山支部長	
"	川木 章三	かわき しょうぞう	京都府理容生活衛生同業組合東山支部長	新
"	諏訪 公紀	すわ くき	京都陶磁器協同組合連合会理事	
"	小原 純子	おはら じゅんこ	公募委員	
"	水谷 綾子	みずたに あやこ	公募委員	

新=新任の委員

## 京都市保健所運営協議会条例

### (設置)

第1条 地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第3条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (召集及び議事)

第5条 協議会は、京都市保健所の所長が召集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (部会)

第6条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

## 京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者（以下「部会員」という。）の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の召集及び議事)

第2条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が召集する。

2 部会長は会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。



## 京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、京都市保健所運営協議会の委員及び部会員のうち市長が委嘱する者の選任について、必要な事項を定める。

### (運営協議会委員の委嘱等)

第2条 京都市保健所運営協議会の委員は、保健所運営協議会の各部会において選出される代表者その他保健所の運営に関し専門の知識を有する者を、市長が委嘱する。

### (保健所運営協議会部会員の委嘱等)

第3条 京都市保健所運営協議会の部会員のうち市長が委嘱する者は、次に掲げる者の中から、部会が置かれる保健センターの長の内申に基づき、委嘱する。

- (1) 医療関係団体代表
- (2) 衛生関係団体代表
- (3) 福祉関係団体代表
- (4) 地域住民団体代表
- (5) 学校保健関係者代表
- (6) 職域保健関係者代表
- (7) 学識経験者
- (8) 利用者代表
- (9) 警察機関・消防機関代表
- (10) その他適当と認められる者

2 前項第7号による部会員は、京都市市民参加推進条例第8条第2項による公募により選任するものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

#### (関係要綱の廃止)

2 京都市保健所運営協議会の委員に関する要綱は、廃止する。

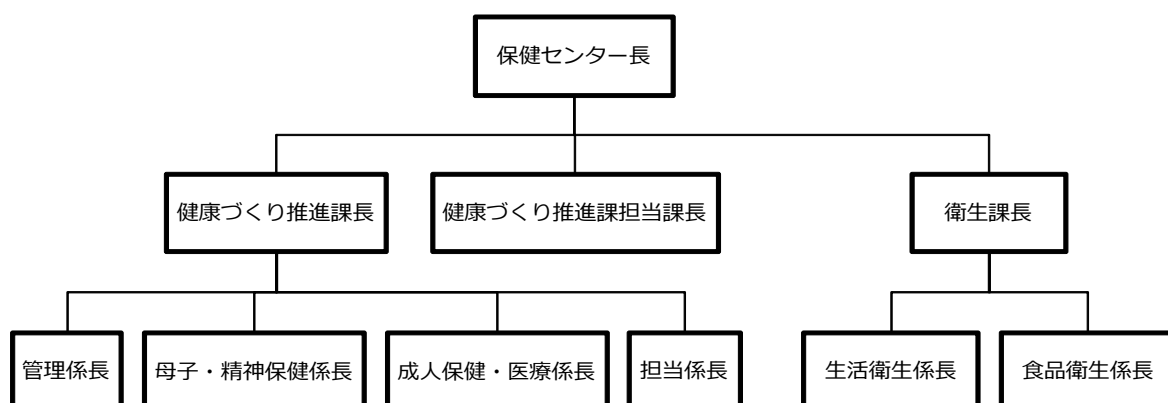
### 附 則

この要綱は平成23年1月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

## 東山保健センターの組織図



## 東山保健センターの所管業務

(京都市保健所事務分掌規則第6条から抜粋)

### 健康づくり推進課

- (1) 保健センターの庶務に関すること。
- (2) 衛生統計及び人口動態統計に関すること。
- (3) 保健衛生の業務に従事しようとする者の研修に関すること。
- (4) 衛生教育の実施に関すること。
- (5) 栄養の改善その他の生活習慣の改善に関する相談及び指導に関すること。
- (6) 国民健康・栄養調査に関すること。
- (7) 特定給食施設に関すること。ただし、特別の栄養管理が必要な施設の指定を除く。
- (8) 母性、乳幼児、成人等の健康に関する診査及び検診並びに保健指導に関すること。
- (9) 健康手帳の交付に関すること。
- (10) 妊婦及び低体重児の届出並びに母子健康手帳の交付に関すること。
- (11) 未熟児の訪問指導及び養育医療に関すること。
- (12) 歯科保健に係る相談及び指導に関すること。
- (13) 感染症、寄生虫病、トラホーム等の予防に関すること。
- (14) 結核にかかっている児童に対する療育の給付に係る申請に関すること。
- (15) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法による事務に関すること。
- (16) 予防接種に関すること。
- (17) 保健師業務に関すること。
- (18) 病院、診療所及び助産所の立入検査に関すること。
- (19) 病院及び診療所における放射線障害に係る通報に関すること。
- (20) 精神障害者の保護義務に関すること。
- (21) 精神障害者の精神科病院等への入院に要する費用の徴収額の決定に関すること。
- (22) 精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。
- (23) 精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談指導等に関すること。

- (24) 精神障害者の社会復帰等の促進に関すること。
- (25) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律に基づく措置に関すること。
- (26) 障害者総合支援法による介護給付費等及び地域相談支援給付費等の支給に関すること。ただし、精神障害者及び同法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者(以下「難病患者」という。)に関するものに限る。
- (27) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費，特例計画相談支援給付費，特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に関すること。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。
- (28) 障害者総合支援法による自立支援医療費の支給に係る申請に関すること。ただし，育成医療に関するものに限る。
- (29) 障害者総合支援法による精神通院医療に係る医療受給者証の交付に関すること。
- (30) 障害者総合支援法による地域生活支援事業(日常生活用具の給付又は貸与，移動支援及び地域活動支援に関するものに限る。)に関すること。ただし，精神障害者及び難病患者に関するものに限る。
- (31) 原子爆弾被爆者に対する援護に関すること。
- (32) 小児慢性特定疾患治療研究事業に係る受診券の交付及び特定疾患治療研究事業に係る申請に関すること。
- (32) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給，難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び特定疾患治療研究事業に係る申請に関すること。
- (33) 献血の促進に関すること。
- (34) 診療放射線業務に関すること。
- (35) 保健協議会連合会との連絡に関すること。
- (36) 保健所運営協議会(部会に限る。)に関すること。
- (37) 感染症診査協議会(結核部会に限る。)に関すること。
- (38) その他他の課の主管に属しないこと。

#### 衛生課

- (1) 食品衛生法，墓地，埋葬等に関する法律，温泉法，興行場法，旅館業法，公衆浴場法及び化製場等に関する法律による許可及び承認の申請並びに届出に関すること。
- (2) 墓地，納骨堂，火葬場，温泉，興行場，旅館，公衆浴場及び化製場等に係る必要な報告及び立入検査に関すること。
- (3) 食品衛生法による営業の許可に関すること。
- (4) 食品衛生監視及び食品行商衛生に関すること。
- (5) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例による認証，届出その他の措置に関すること。
- (6) 墓地，埋葬等に関する法律による改葬の許可，施設の改善命令その他の措置に関すること。
- (7) 興行場法による仮設興行場の営業の許可に関すること。
- (8) 化製場等に関する法律による措置命令及び施設の使用制限に関すること。
- (9) 理容師法，クリーニング業法及び美容師法による届出，業務の停止命令その他の措置に関すること。

- (10) 狂犬病予防法による登録及び予防注射並びに狂犬病発生時の措置(病性鑑定のための措置を除く。)に関する事。
- (11) 動物の愛護及び管理に関する法律及び動物の飼養管理と愛護に関する条例(昭和46年京都市条例第30号。以下「条例」という。)による動物の適正な取扱いの指導並びに同法による犬及び猫の引取りに関する事。
- (12) 条例による野犬の薬物による掃討に関する事。
- (13) 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例による届出の受理、勧告及び命令、報告又は資料の徴収及び立ち入り調査等に関する事。
- (14) 犬及び猫の飼養に関する苦情の処理に伴う連絡及び調整に関する事。
- (15) 水道法による専用水道及び簡易専用水道に関する事。
- (16) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律による届出その他の措置に関する事。
- (17) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下「法」という。)による食鳥処理の事業の許可及び確認規程の認定等に関する事。
- (18) 法による届出及び措置命令その他の措置に関する事。ただし、指定検査機関に関するものを除く。
- (19) 衛生上の試験及び検査並びに医薬品の管理に関する事。
- (20) ねずみ族、昆虫等の駆除の実施その他環境衛生に関する事。
- (21) 遊泳用プールの衛生指導に関する事。

平成27年7月 施行

## 平成 26 年度 健康づくり推進課事業報告

### 1 成人保健・医療担当業務

#### (1) 主な定例事業

事業名		人数・件数			実施回数(曜日)	備考	
		26年度	25年度	24年度			
健康増進事業	がん検診	乳がん検診 (30歳以上女性偶数年齢)	345	458	907	H25年度10～11月 14回実施	
		胃がん検診 (40歳以上)	189	230	250	H25年度5～6月 8回実施	
		肺がん検診 (40歳以上)	276	303	488	月2回 (第1・3金曜日)	
		大腸がん検診 (40歳以上)	150	167	142	5月～11月	
		子宮がん検診 (20歳以上女性偶数年齢)	478	380	560	医療機関で実施	
		前立腺がん検診 (50歳以上男性偶数年齢)	36	49	32	医療機関で実施	
	健康診査	青年期健康診査 (18歳～39歳)	77	71	87	月2回 (第1・3金曜日)	
		骨粗しょう症予防 健康診査 (18歳～70歳)	54	38	72	月2回 (第1・3金曜日)	
		特定給食施設集団指導	43	58	70	不定期	
		離乳食講習会	51	50	46	年6回	
		成人妊婦歯科相談	73	77	103	月1回 (第3金曜日)	
	感染症予防事業	検査	H I V (エイズ)・ 性感染症検査	245	200	132	週1回 (月曜日)
肝炎ウイルス検査			282	214	141	週1回 (月曜日)	
結核健康相談		32	87	128	毎週水曜日及び 第2・4・5 金曜日	結核接触者検診を含む	
医療安全事業	医療安全相談窓口	15	21	12	月～金	来所または電話相談	
	医療法第25条第1項の規定に 基づく立入検査(医療監視)	6	7	6	1月～2月		

## (2) 集団健診：胸部（肺がん・結核）検診

対象 結核検診 15歳以上の方

肺がん検診 40歳以上の方

学 区	26年度			25年度		24年度	
	実施 月日	肺がん 問診数	X 線 撮 影 数	肺がん 問診数	X 線 撮 影 数	肺がん 問診数	X 線 撮 影 数
有 済	5/8	47	47	52	52	46	45
貞 教	5/15	86	85	108	106	103	98
一 橋	5/22	204	200	161	157	167	161
月 輪	5/29	159	156	158	156	179	174
今熊野	6/5	111	105	124	113	104	95
弥 栄	6/12	64	59	23	21	32	29
新 道				53	53	55	55
六 原	9/4	95	95	106	98	95	92
清 水	9/11	87	81	95	86	107	94
修 道	9/18	45	43	39	37	43	42
粟 田	9/25	66	61	65	58	58	51
計		964	932	984	937	989	936

### (3) 健康教室

テ ー マ	対 象	実 施 回 数	延 べ 参 加 人 数
健康づくり出前教室(*1)	下 記 参 照	5回	376
ロコモティブシンドローム予防教室 2回シリーズ	東 山 区 民	2回	56
禁煙したいあなたを応援します	東 山 区 民	1回	8
健康づくりサポーター養成講座	東 山 区 民	2回	5
食育セミナー(*2)	下 記 参 照	8回	221
ふれあいファミリー食セミナー プレママパパコース	妊 婦 と そ の 家 族	4回	11
ふれあいファミリー食セミナー すくすくコース	乳 児 の 保 護 者	6回	51
ふれあいファミリー食セミナー わんぱくコース わくわく キッズクッキング	東 山 区 在 住 の 小学1~2年生と保護者	1回	26
結核の話 (食品衛生講習会)	食品衛生講習会参加者	13回	345

#### (\*1) 健康づくり出前教室 の内訳

テ ー マ	対 象	参 加 人 数
結核の話	弥 栄 学 区 保 健 委 員	19
結核の話	粟 田 学 区 保 健 委 員	22
夏の過ごし方~熱中症を予防しよう~	新 道 学 区 高 齢 者	48
冬を元気にのりきるために~インフルエンザの予防~	修 道 す こ や か サ ロ ン	48
性教育	日 吉 ケ 丘 高 校 1 年 生	239

#### (\*2) 食育セミナー の内訳

テ ー マ	対 象	参 加 人 数
京(みやこ)クッキング	東 山 区 民	12
京(みやこ)クッキング	東 山 区 民	11
秋の旬野菜クッキング	東 山 区 民	11
京のお正月料理	東 山 区 民	23
災害時の食事	日 本 赤 十 字 京 都 府 支 部 東 山 区 各 学 区 奉 仕 員	21
年始の食生活見直しクッキング	東 山 区 民	10
女子大学生への食育「キラッ☆と輝く素敵女子へ！」	京 都 女 子 大 学 学 生	133

(4) 予防接種（保健センター実施分）

ア BCG予防接種

回数	実施会場	実施対象者	実施人数		
			26年度	25年度	24年度
12回	東山保健センター	生後1歳未満*	243	184	205

\* BCGは、平成25年度より生後1歳未満の接種となる。

イ 高齢者インフルエンザ予防接種

自己負担区分証明申請手続の受付を平成26年10月～平成27年1月まで実施し、3,425件の申請があった。

ウ 高齢者肺炎球菌予防接種

平成26年10月1日から定期予防接種となった高齢者肺炎球菌予防接種の自己負担区分証明申請手続の受付を平成26年10月～平成27年3月まで実施し、512件の申請があった。

(5) 感染症発生届受理状況

種別		発生届出件数		
		26年度	25年度	24年度
二類	結核 * 1	11	13	17
三類	腸管出血性大腸菌感染症ペロ毒素検出分（0157等） 腸チフス	1	2	2
四類	レジオネラ症	0	1	3
五類	風疹他 * 2	21	20	9
合計		33	36	31

\* 1 結核に関しては東山区民の届け出のみ計上

\* 2 H26年五類内訳 後天性免疫不全症候群6，侵襲性肺炎球菌感染症8，麻疹1（後日取り下げ），アメーバ赤痢2，ウイルス性肝炎1 劇症型溶血性連鎖球菌感染症1，梅毒2

(6) 地域健康づくりグループ育成事業

東山区では、平成21年度から市民相互で支えあい、健康づくりに取り組むグループ育成事業を開始した。ボランティアグループである健康づくりサポーターは「ホップステップ東山」の愛称で、地域で運動や健康づくりを普及することを目的に活動を続けている。

平成26年度は16名のサポーターが、保健センター事業等に協力しながら仲間づくりや健康づくりを進めている。



## (7) 食育指導員養成事業

京都市では平成23年3月に策定された新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づき、食育を市民活動として推進することを目的とした食育指導員養成事業に取り組んでいる。

東山区では現在8名の食育指導員が保健センター等における食育推進事業への協力を中心に活動している。

## 2 母子・精神保健担当業務

### (1) 主な定例事業

事業名	人数			実施回数（曜日）	備考	
	26年度	25年度	24年度			
母子健康手帳交付	277	239	256	随時		
4か月児健康診査	197	202	188	月1回 （第1水曜日）	H26年度受診率 （98.5%）	
8か月児健康診査	203	185	198	月1回 （第3水曜日）	H26年度受診率 （98.5%）	
1歳6か月児健康診査	190	185	218	月1回 （第1金曜日）	H26年度受診率 （97.4%）	
3歳児健康診査	215	188	182	月1回 （第3火曜日）	H26年度受診率 （96.8%）	
乳幼児健康相談	14	27	27	月1回 （第4火曜日）		
乳幼児歯科相談	18	18	17	年6回		
親子の健康づくり講座	プレママパパ教室	64	63	54	年8回	H23年度から 1クール2回実施
	子育て交流会	314	348	244	年11回	
	出前型教室	417	728	447	H24年度 5回 H25年度 9回 H26年度 7回	児童館，保育所，学校において 実施
親子すこやか発達教室	136	128	78	年10回	H22年9月から実施	
家庭訪問（母子）	659	698	719	随時		
再掲	こんにちはプレママ事業 （妊婦訪問）	117	102	103	随時	H23年7月から実施
	こんにちは赤ちゃん事業 （新生児等訪問）	199	222	180	随時	平成26年度訪問実施率 （94.3%）
精神保健福祉事業	精神保健福祉相談	96	85	75	月4回 （第1～4火曜日）	
	精神障害者社会復帰 相談指導事業	185	199	225	月3回	
	精神障害者家族懇談会	21	24	20	年5回	
	東山区こころのふれあい ネットワーク事業	815	779	567	H24年度 5回 H25年度 6回 H26年度 6回	作品展，講演会，地域学習会， 卓球交流会，ふらっとりすべえ す共催事業実施
	家庭訪問（精神）	292	193	204	随時	

## (2) 東山区こころのふれあいネットワーク事業

平成14年度から活動を開始し、現在、構成団体（32団体）と協力しながら、作品展や講演会等を実施し、障害者への理解を深めるための普及啓発活動を行っている。

実施日	実施内容	参加人数	実施場所
平成26年7月3日	ふらっととすべえす共催事業 「七夕まつり」	90名	やすらぎ・ふれあい館
平成26年9月11日	こころのふれあい卓球大会	35名	やすらぎ・ふれあい館
平成26年11月11日 ～14日	こころのふれあい作品展	483名	東山区総合庁舎 展示ホール
平成26年11月14日	こころのふれあいネットワーク講演会	106名	東山区総合庁舎 大会議室
平成26年12月19日	ふらっととすべえす共催事業 「クリスマス会」	87名	やすらぎ・ふれあい館
平成27年2月26日	健康づくりサポーターを対象とした勉強会	14名	東山保健センター 保健指導室

## 3 保健センターを拠点とした個性ある健康づくり事業

### 「歯ッピー噛ミング ひがしやま」

平成22年度より地域の各関係機関(東山歯科医師会,保育所,児童館等)と連携を図りながら“就学前の子どもの口腔保健の向上”を目的に取り組んでいる。

#### (1) 健康教室

##### ア 三条保育所

講話・実習「育てていこう大切な歯」

12組（乳幼児：12名，保護者12名）

##### イ 今熊野児童館

講和・実習「知っておきたい!!子どもの歯」

18組（乳幼児：19名，保護者18名）

#### (2) 口腔保健情報普及啓発

3歳～就学前親子対象パンフレットの配布

#### (3) 0歳～就学前を追った歯科データの把握

保育園・保育所歯科健診結果調査

#### (4) フォローが必要な人への支援

#### 4 献血

献血推進 会名	実施日	平成 26 年 度		平成 25 年 度		平成 24 年 度	
		受 付 者 数	献 血 者 数	受 付 者 数	献 血 者 数	受 付 者 数	献 血 者 数
弥 栄	5/21 (水)	17	13 (0)	19	15 (1)	15	12 (2)
新 道	5/21 (水)	6	6 (1)	4	4 (0)	12	8 (1)
一 橋	5/26 (月)	9	6 (0)	12	10 (0)	6	6 (0)
清 水	6/13 (金)	19	16 (0)	17	11 (1)	33	25 (2)
修 道	6/13 (金)	10	8 (1)	8	7 (1)	10	8 (1)
月 輪	6/23 (月)	26	18 (2)	34	26 (2)	33	25 (1)
貞 教	7/30 (水)	14	14 (1)	10	9 (1)	21	16 (1)
有 濟	9/30 (火)	15	9 (2)	15	10 (0)	13	10 (1)
栗 田	9/30 (火)	18	12 (0)	11	8 (0)	13	11 (1)
今 熊 野	10/15 (水)	40	33 (2)	43	36 (2)	38	33 (2)
六 原	11/26 (水)	13	10 (1)	23	15 (1)	18	12 (2)
一 橋 (三洋化成)	12/26 (金)	35	30 (0)	40	35 (0)	41	33 (0)
計		222	175 (10)	236	186 (9)	253	199 (14)

( ) 内は200ml献血者数で内数である。

#### 5 共催事業

事 業 名	実 施 日	参 加 人 数 会 場	主 催
東山医師会健康まつり	10月19日 (日)	76名 健康ウォーキング	東山医師会
歯のひろば	10月19日 (日)	225名 東山区総合庁舎1階展示ホール	東山歯科医師会

## 平成26年度 衛生課事業報告

### 1 生活衛生担当業務

#### (1) 営業施設

	26 年 度		25 年 度		24 年 度	
	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数
興 行 場	8	8	8	8	8	8
旅 館 ・ ホ テ ル	220	213	200	210	192	199
公 衆 浴 場	27	24	21	24	22	22
温 泉 利 用 施 設	1	1	1	1	1	1
墓 地 ・ 納 骨 堂	209	42	209	50	209	69
理 容 所	43	22	44	23	44	23
美 容 所	151	84	148	90	143	77
ク リ - ニ ン グ 所	41	42	40	43	40	40
計	700	436	671	449	659	439

#### (2) 届出施設

	26 年 度		25 年 度		24 年 度	
	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数
特 定 建 築 物	23	15	24	16	23	14
専 用 水 道	2	2	1	1	1	1
簡 易 専 用 水 道	141	88	145	92	148	119
小 規 模 受 水 槽 水 道	411	372	418	365	418	404
飲 用 井 戸	95	46	96	47	97	47
プ - ル	8	8	8	8	8	7
計	680	531	692	529	695	592

#### (3) 水道法に基づく検査

	26 年 度	25 年 度	24 年 度
簡易専用水道	111 (78.7%)	122 (84.1%)	131 (88.5%)
法定検査受検件数	3,180 (87.3%)	3,248 (87.6%)	3,256 (87.8%)

( ) 内は受検率, 上段は東山区, 下段は京都市全域

(4) 改葬

	26 年 度	25 年 度	24 年 度
改葬許可件数	421	469	323

(5) 居住衛生・衛生害虫の相談件数

	26 年 度	25 年 度	24 年 度
居 住 衛 生 (害虫を除く)	1	0	1
ネ ズ ミ	11	17	23
ノ ミ	1	0	2
シ ロ ア リ	1	4	3
そ の 他	160	137	138
計	174	158	167

(6) ハチ駆除の相談件数

	26 年 度		25 年 度		24 年 度	
	相談	駆除	相談	駆除	相談	駆除
東 山 区	133	57	96	39	107	53
京 都 市 全 域	—	1,327	—	1,170	—	1,583

駆除（巣の除去）については業者委託。

駆除対象はスズメバチ等危険性が高いものに限定。

(7) 犬・猫関係

	26 年 度	25 年 度	24 年 度
咬傷犬調査	3	1	2
犬の引取り（頭）	1	2	2
猫の引取り（匹）	49	22	32
犬の苦情・相談件数	30	27	22
猫の苦情・相談件数	24	18	19
まち猫事業活動実施 の届出件数	2	0	0

まち猫事業活動数 5件（平成22年度～平成26年度）

(8) 狂犬病予防注射・登録数

ア 新規登録数・注射頭数

	26 年 度		25 年 度		24 年 度	
	新規登録数	注射頭数	新規登録数	注射頭数	新規登録数	注射頭数
集合注射	11	302	6	326	11	335
その他(※)	101	762	104	781	106	782
計	112	1,064	110	1,107	117	1,117

(※) 動物病院等での接種

イ 集合注射

学区	注 射 会 場	26 年 度		25 年 度		24 年 度	
		新規登録	注射頭数	新規登録	注射頭数	新規登録	注射頭数
有 済	元有済小学校	0	17	0	18	0	18
粟 田	元白川小学校	0	10	0	16	2	15
弥 栄	元弥栄中学校	—	—	0	9	0	11
新 道	元新道小学校	1	16	1	19	0	22
六 原 清 水	東山保健センター	3	82	1	89	5	78
貞 教	元貞教小学校	1	44	0	46	0	63
修 道	元東山小学校	1	18	0	20	0	23
一 橋	大谷中学・高校	—	—	2	31	0	12
月 輪	月輪小学校	0	35	2	50	2	58
今熊野	今熊野小学校	3	31	0	28	2	35
	東山泉小中学校	2	49	—	—	—	—
合 計		11	302	6	326	11	335

東山保健センターは、平日と日曜日に実施した2日間の合計  
 元弥栄中学校及び大谷中学・高校は、平成26年度から廃止  
 泉小中学校は、平成26年度から実施

ウ 平成26年度 全登録数及び注射接種率等

	26 年 度	25 年 度	24 年 度
全登録頭数	1,571	1,533	1,628
注 射 頭 数	1,064	1,107	1,117
注射接種率	69.95%	72.20%	68.60%

## 2 食品衛生担当業務

### (1) 許可施設

		26 年 度		25 年 度		24 年 度	
		施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数
飲 食 店	一 般 飲 食	1,069	661	1,071	671	1,075	451
	軽 飲 食	2,198	743	2,189	748	2,242	571
	仕出屋・弁当屋	40	46	41	29	40	15
	旅 館	94	343	108	378	112	232
	そ の 他	97	100	94	98	95	82
その他の業種		697	546	678	499	679	366
合 計		4,195	2,439	4,181	2,423	4,243	1,717

### (2) 届出施設（許可を要しない）

		26 年 度		25 年 度		24 年 度	
		施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数
給 食 施 設		36	26	33	25	34	25
そ の 他 食品販売・漬物製造等		111	125	103	150	100	162
合 計		147	151	136	175	134	187

### (3) ふぐ処理業

		26 年 度		25 年 度		24 年 度	
		施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数	施 設 数	監 視 指 導 件 数
ふ ぐ 処 理 業		10	24	12	16	12	14

### (4) 食品衛生講習会開催状況

		26 年 度	25 年 度	24 年 度
講 習 会 開 催 数		46	28	43
受 講 者 数		926	700	843

(5) 食中毒発生状況

ア 事件数・患者数

	26年度		25年度		24年度	
	事件数	患者数	事件数	患者数	事件数	患者数
東山区	3	20	1	6	3	358
京都市	12	1,002	11	288	12	624

イ 東山区における平成26年度の食中毒事件概要

発生月	原因施設 (原因食品：推定)	原因物質	患者数	処分内容
10月	飲食店 (ヒラメ刺身)	クドア・セブテンブクタータ (寄生虫)	12	-
11月	飲食店 (鶏の刺身)	カンピロバクター (食中毒菌)	5	3日間の営業停止命令
2月	飲食店 (鶏ユッケ)	カンピロバクター (食中毒菌)	3	3日間の営業停止命令

《参考》

11月、飲食店において牛レバーを生食用として提供したこと（食品衛生法違反行為）により、当該店に対し営業禁止を命令

(6) 試験検査

検査項目		26年度	25年度	24年度	
便等検査	赤痢菌	602	637	723	
	虫卵	0	1	1	
尿検査	糖	590	630	715	
	蛋白質	590	630	715	
	潜血	503	496	579	
	ウロビリノーゲン	313	397	436	
	その他	2	11	6	
水質検査	井戸水	細菌	-	1	2
		理化学	-	1	2
	その他	細菌	17	19	18
		理化学	17	19	18
計		2,634	2,842	3,215	



## 平成27年度 健康づくり推進課事業計画

### 1 成人保健・医療担当業務

#### (1) 主な定例事業

事業名		実施回数	時間	備考	
健康増進事業	がん検診	乳がん検診	10～11月に集団 40歳以上医療機関で実施	13:00～15:30	予約制
		胃がん検診	5～6月に7回実施	8:30～11:30	予約制
		肺がん検診	月2回(第1・3金曜日)	9:00～10:30	
		前立腺がん検診	医療機関で実施		予約制
		大腸がん検診	5～11月・週2回(水・金)	8:30～11:00	検体受付
		子宮がん検診	医療機関で実施		予約制
	健康診査	青年期健康診査	月2回(第1・3金曜日)	9:00～10:30	予約制
		骨粗しょう症予防健康診査	月2回(第1・3金曜日)	9:00～10:30	予約制
	結核検診		月2回(第1・3金曜日)	9:00～10:30	
	健康相談	禁煙相談	月2回(第1・3金曜日)	9:00～10:30	
		健康増進法による健康相談	月2回(第1・3金曜日)	9:00～10:30	
	歯科保健	成人・妊婦歯科相談	月1回(第3金曜日)	9:30～11:00	
お口からはじめる生活習慣病予防教室		随 時 実 施			
食育	食育セミナー	随 時 実 施			
	ふれあいファミリー食セミナー	7/23 10/22 1/28	10:00～12:00 10月のみ13:15～	マタニティクッキング (妊婦とその家族)	
		5,7,9,11,1,3月 第3木曜日	13:30～15:00	離乳食講習会 (乳児とその保護者)	
		随 時 実 施		わんぱくコース (5～6歳児, 小学生とその家族)	
	特定給食施設指導	随 時 実 施		病院栄養士連絡協議会 児童福祉施設給食担当者連絡会	
健康教室(集団)		随 時 実 施			
感染症予防事業	肝炎ウイルス検査	(毎週) 月曜日	14:00～16:00		
	HIV(エイズ)及び 性感染症検査	(毎週) 月曜日	14:00～15:30		
	結核健康相談	(毎月)第2・4・5金曜日	9:00～10:30		
		(毎週) 水曜日	8:30～10:30		
予防接種(BCG)	月1回(第2木曜日)				
医療安全事業	医療法第25条1項の規定に 基づく立入検査 (医療監視)	1月から管内5病院及び療養病床を有する1診療所に対してに実施			
	医療安全相談窓口	月～金曜日	9:30～11:30・13:00～16:00		
その他	難病患者訪問相談事業	随 時			
	保菌検査	月～金曜日	8:30～11:30		

(2) 集団健診：胸部（肺がん・結核）検診

学 区	実 施 日	時 間
有 濟	5/7 (木)	13:30~15:00
貞 教	5/14 (木)	10:00~11:30 13:30~15:00
今 熊 野	5/21 (木)	10:00~11:30 13:30~15:00
月 輪	5/28 (木)	10:00~11:30 13:30~15:00
一 橋	6/4 (木)	10:00~11:30 13:30~15:00
新 道・弥 栄	6/11 (木)	13:30~15:00
六 原	9/3 (木)	13:30~15:00
清 水	9/10 (木)	13:30~15:00
修 道	9/17 (木)	13:30~15:00
粟 田	9/24 (木)	13:30~15:00

2 母子・精神保健担当業務

(1) 主な定例事業

事業名		実施回数（曜日）	受付時間	備考
母子 保 健 事 業	4 か 月 児 健 康 診 査	月1回（第1水曜日）	13:30～14:30	
	8 か 月 児 健 康 診 査	月1回（第3水曜日）	13:30～14:30	
	1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	月1回（第1金曜日）	13:30～14:30	
	3 歳 児 健 康 診 査	月1回（第3火曜日）	9:00～10:00	
	乳 幼 児 健 康 相 談	月1回（第4火曜日）	9:00～10:00	予約制
	乳 幼 児 歯 科 相 談	年6回	13:30～14:30	予約制
	プ レ マ マ パ パ 教 室	年8回	13:30～15:00	1クール2回
	子 育 て 交 流 会	年12回	14:00～15:00	予約制
	親 子 す こ や か 発 達 教 室	年10回	10:00～11:30	予約制
福 精 社 神 事 保 業 健	精 神 保 健 福 祉 相 談	月4回（第1～4火曜日）	13:30～15:00	
	精 神 障 害 者 地 域 生 活 安 定 化 支 援 事 業	月2回	13:30～15:00	
	精 神 障 害 者 家 族 懇 談 会	年5回	13:30～15:00	

## (2) 東山区こころのふれあいネットワーク事業

平成13年に設立。当事者団体や地域住民団体、保健福祉団体、医療機関、行政機関等が協力しながら活動。平成25年度には、構成団体に新たな4箇所（東部障害者地域生活支援センターらくとう、高齢サポート地域包括支援センター洛東、東山、栗田）の団体が参画。平成27年度も引き続き、構成団体と協力しながら作品展や講演会等を実施し精神の病気や障害について理解を広げるための普及啓発活動や地域生活を支援する活動を実施していく。

## 3 保健センターを拠点とした個性ある健康づくり事業（歯ッピー噛ミング ひがしやま）

平成22年度から、東山歯科医師会をはじめ地域の各関係機関の協力のもと、一定成果を得ることができた。

平成27年度も連携を継続しつつ地域の現状を把握し、3歳以降のむし歯増加防止対策を強化し、就学前の子どもへの口腔保健活動を推進していく。

## 4 その他

### 【新規事業】ウイルス性肝炎患者等のフォローアップ事業（重症化予防推進事業）等

平成27年4月から、ウイルス性肝炎の重症化予防を目的として、肝炎ウイルス陽性者が適切な検査治療に受けられるよう、その後のフォローアップや初回定期検査の助成を行っている。

#### (1) フォローアップ事業

##### ア 対象者

市内居住者で、平成27年4月1日以降に肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者

##### イ 事業内容

(ア) フォローアップ事業の参加に同意した場合、年1回調査票を送付して医療機関の受診状況や治療内容を確認する。

(イ) 必要に応じて電話等で連絡する場合がある。

(ウ) 随時、必要な相談支援や情報提供を行う。

#### (2) 初回精密検査費用の助成制度

##### ア 対象者

市内居住者で以下の全ての要件に該当する者

(ア) 1年以内に京都市、京都府又は京都府下市町村が実施した肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

(イ) 京都市の行うフォローアップに同意した者

##### イ 事業内容

初回精密検査（肝臓の状態を詳しく調べるための血液検査、超音波検査等）に係る費用の助成

#### (3) 定期検査費用の助成制度

##### ア 対象者

市内居住者で以下の全ての要件に該当する者

(ア) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の者（治

療後の経過観察を含む。)

(イ) 市民税非課税世帯に属する者

(ウ) 京都市の行うフォローアップに同意した者

(エ) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

イ 事業内容

定期検査（治療前後の肝臓の状態を調べるための血液検査，超音波検査等）に係る費用の助成

## 5 献血

実施日	対象学区	受付時間	実施会場
5月19日(火)	新道	9:30~11:30	宮川町歌舞練場
	弥栄	13:30~15:30	祇園甲部歌舞練場
6月5日(金)	修道	9:30~11:30	白河総合支援学校 東山分校 (元東山小学校)
	清水	13:30~15:30	東山区総合庁舎
6月24日(水)	月輪	10:00~12:00 13:00~15:30	元月輪小学校
7月29日(水)	一橋	9:30~11:30	東山泉小中学校 (西学舎)
	貞教	13:30~15:30	貞教会館
9月14日(月)	栗田	9:30~11:30	元白川小学校
	有濟	13:30~15:30	元有濟小学校
10月21日(水)	今熊野	10:00~12:00 13:00~15:30	剣神社駐車場
11月16日(月)	六原	9:30~11:30	東山区総合庁舎
12月28日(月)	一橋 (三洋化成)	9:30~12:00 13:00~15:30	三洋化成工業(株)

## 6 共催事業

### (1) 東山医師会健康まつり (ウォーキング予定)

ア 実施(予定)日

10月18日(日)

イ 主催

東山医師会

### (2) 歯のひろば

ア 実施(予定)日・会場

10月25日(日)

東山総合庁舎 1階展示ホール

イ 主催

東山歯科医師会

# 平成27年度 衛生課事業計画

## 1 生活衛生担当業務

対象施設	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
旅館業	旅館業施設 団体（修学旅行）旅館（夜間）							団体（修学旅行）旅館（夜間）				
興行場	全施設											
公衆浴場	全施設											
理容所・美容所	全施設の2分の1											
クリーニング所	全施設											
温泉 (利用許可施設)	旅館業施設 鉱泉源保護設備補修等補助		(含：コインランドリー) 公衆浴場 鉱泉源 保護設備補修等補助									
特定建築物	随時立入調査（営業関係施設は全施設，その他は2分の1）											
専用水道	全施設											
簡易専用水道	受検指導 (郵送)											
小規模受水槽水道	衛生指導 (郵送, 水質検査) 衛生指導 (郵送)											
飲用井戸	全施設											
プール・遊泳場	全施設											
墓地・納骨堂	宗教法入経営施設の3分の1											
居住衛生(シックハウス等) 衛生害虫(ネズミ・ノコ等)	随時相談受付											
狂犬病予防（登録）	随時相談受付											
狂犬病予防（集合注射）	集合注射実施											
まち猫活動支援事業	まち猫活動に係る相談受付，避妊・去勢の支援											
条例(※)に基づく取組	多頭飼育の届出及び野良猫給餌に係る届出の受付，条例の周知・啓発											

(※) 京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例（平成27年7月1日施行，一部同年10月1日施行）

2 食品衛生担当業務

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
食品衛生関係				夏期一斉取締り					年末一斉取締り			
			行楽シーズ対策 (宿泊施設・菓子製造施設・飲食店(和食))									
			大量調理施設一斉監視 (集団給食施設・弁当調製所等)									
	立入監視				生食用食肉等取扱施設一斉監視 (O157,カンピロバクター対策)						飲食店重点監視 (ノロウイルス・カンピロバクター対策)	
				路上弁当販売重点監視						ふぐ処理施設一斉監視 (魚介類販売施設・飲食店)		
	改正条例 (HACCP 基準及び健康被害に係る保健所への報告) 及び食品表示法の周知											
許可更新手続き		旅館・ホテルの飲食店営業	魚介類販売業, 給食等	食肉販売業, 乳類販売業, 自販機(喫茶店営業)等		菓子製造業等		そごい製菓業等			飲食店営業 (軽飲食)	飲食店営業 (一般飲食)
		事業者向け講習会 周知強化月間	地域模擬店注意啓発 強化月間 (夏祭り)						地域模擬店注意啓発 強化月間 (餅つき)			
				学園祭向け講習会 実施強化月間								
				カンピロバクター予防啓発 実施強化月間					ノロウイルス予防啓発 実施強化月間			
調査研究	食品衛生に係る調査研究 (研究テーマ：検討中)											

※ リスクコミュニケーション：食品の安全確保に関する情報を公開し、市民、食品等事業者及び行政の間で、食に関するリスクを認識し、分析する過程において得られた情報や意見を双方で交換することです。これにより、行政は、市民や食品等事業者の意見を食品衛生に関する施策に反映させていただきます。